

広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十三号

広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 広島県議会個人情報保護条例（平成十七年広島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

4 この条例において「保有特定個人情報」とは、議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、議会事務局の職員が組織的に利用するものとして、議長が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（利用及び提供の制限）」を付し、同条第一項中「保有個人情報」の下に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第六条の二 議長は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報の議会内において利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に保有特定個人情報を利用する場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

2 議長は、前項ただし書の規定により、保有特定個人情報を利用することによって、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害してはならない。

第六条の三 議長は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第九条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、保有特定個人情報を除く保有個人情報については未成年者又は成年被後見人の法定代理人が、保有特定個人情報については未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任によ

る代理人が、本人に代わってすることができ。

第十条第二項中「法定代理人」の下に「又は委任による代理人」を加える。

第十四条第二号中「未成年者又は」を「未成年者若しくは」に改め、「法定代理人」の下に「又は本人の委任による代理人」を加える。

第十九条第一項中「係る保有個人情報」の下に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）は、保有特定個人情報を除く保有個人情報については未成年者又は成年被後見人の法定代理人が、保有特定個人情報については未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が、本人に代わってすることができる。

第二十二条第二項中「法定代理人」の下に「又は委任による代理人」を加える。

第二十七条第一項第一号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

イ 議会事務局の職員により適法に取得されたものでないとき。

ロ 第五条第二項又は第三項の規定に違反して収集されたものであるとき。

ハ 第六条第一項及び第二項又は第六条の二の規定に違反して利用されているとき。

ニ 番号法第二十条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

ホ 番号法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているとき。

第二十七条第一項第二号中「第二項」の下に「又は第六条の三」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は、保有特定個人情報を除く保有個人情報については未成年者又は成年被後見人の法定代理人が、保有特定個人情報については未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が、本人に代わってすることができる。

第二十八条第二項中「法定代理人」の下に「又は委任による代理人」を加える。

第二条 広島県議会個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第六条の二第一項ただし書中「保有特定個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第二十六条中「基づく保有個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 議長は、第二十三条第一項の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、議長以外の者に限る。）に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

第二十七条第一項中「関する保有個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に規定する政令で定める日から施行する。